

## 第1回協議会における各委員からのご意見及び対応

第1回協議会資料		対 応			
資料No ページ	見出し	意見内容	内容	第2回協議会資料（改定素案）	
				ページ	章・節等
● 現行計画の取組状況に関すること					
資料2 P4	建築士事務所等の業務の適正化	建築士事務所等の業務の適正化について、建築主への啓発としてどのような周知を行っているか。また、レオパレス21社の施工物件に係る問題で工事監理を重視している法改正もあったことから都からの周知を希望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28.4より都市整備局ホームページに建築主からの相談事例等を掲載しています。引き続き建築主等への啓発を行っていきます。</li> <li>・賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン（令和元年10月1日国土交通省住宅局建築指導課）などに基づいた適切な工事監理を行うよう、確認申請副本返却時のチラシや講習会等で周知していきます。この旨、計画にも反映しました。</li> </ul>	P25 P20	第3章1(4)③ 第3章1(2)①
資料2 P3	指定確認検査機関等の業務の適正化	資料2の設計段階の各機関の業務の適正化の中で、指定機関への立ち入り検査は、資料の準備の関係などあるかと思うが、できるだけ事前に予告しないで行ったほうがよいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち入り検査では、閲覧書類、帳簿の備え付け状況の確認や行政側で無作為に指定確認検査機関による確認済物件を抽出し、適切に確認が行われたか確認申請図書の調査などを行っています。</li> <li>・検査に当たっては、当該確認申請図書を揃えておくよう、事前に通知しております。</li> <li>・引き続き指定確認検査機関の業務の適正化を図ってまいります。</li> </ul>	P22	第3章1(3)⑤
資料2 P3	指定確認検査機関等の業務の適正化	各種講習会、研修会の欠席者への新しい情報の取りこぼしフォローにも目を向けてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正等の内容は、講習会等による周知のほか都ホームページへの掲載や関係機関等向けの文書により周知徹底します。この旨、計画にも反映しました。</li> </ul>	P22 P25	第3章1(3)① 第3章1(4)②
資料2 P10	アスベスト対策等の推進	アスベスト対策については、各所で解体工事が行われており市中への飛散が懸念される。大防法の動きと併せて、アスベストが市中にばらまかれぬよう、大気汚染防止法の改正に伴っての動きと合わせて、対応策を講じてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境部局と連携し、大気汚染防止法の改正の周知、環境行政・建築行政で保有する情報の共有などを行い、アスベスト飛散防止対策を推進します。</li> </ul>	P32	第3章2(2)⑤
資料2 P10	アスベスト対策等の推進	アスベスト台帳の整備とあるが、アスベスト調査台帳との記載の方がよいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり修正します。</li> </ul>	P31	第3章2(2)

第1回協議会資料		対 応			
資料No ページ	見出し	意見内容	内容	第2回協議会資料（改定素案）	
				ページ	章・節等
●社会状況の変化と新たな課題に関すること					
資料3 P7～ P12	BIMの活用	将来の新たな課題の一つ、BIMは推進してほしい。本計画とBIM推進の関係性を知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BIMの活用促進について、計画に反映しました。</li> <li>・建築確認申請等にBIMデータの活用が進むことにより、民間の指定確認検査機関を含め、建築確認の審査や検査の効率化が期待されること、将来的に建築分野においてBIMが普及することで、建築物のライフサイクルを通じて様々な効用が期待できることなどから、今後、都内の特定行政庁や関係団体と協力して進めていく必要があると考え、本計画に位置付けることにしました。</li> </ul>	P48～P49	第3章4(2)
資料3 P2～P6, P12	建築行政手続きのデジタル化の推進	資料3の行政手続きのデジタル化について具体的なスケジュールを教えてください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認等のデジタル化については、令和3年度、令和4年度に調査検討、システム設計、構築等を行い、令和5年度から運用開始の予定です。</li> </ul>	P47	第3章4(1)
資料3 P2～P6, P12	建築行政手続きのデジタル化の推進	デジタル化に向けた取組等を進めていく上で、スキルを持った方を育成していく、ということも考えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の円滑な推進にあたり、建築士、建設業者、建物管理者等が、それぞれの立場からその役割を適切に果たしていくよう、建築関係業界の人材の育成が重要と考えますので、民間団体等の主催する研修会、勉強会等の人材育成の取組に協力、支援を行ってまいります。</li> </ul>	P58	第4章1(2)
資料3 P2～P6, P12	建築行政手続きのデジタル化の推進	電子化に係るセキュリティについて、なりすましや犯罪防止の観点での検討も行ってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子化に伴い、セキュリティについても、本人確認の方法など今後検討してまいります。</li> </ul>	-	-
資料3 P2～P6, P12	建築行政手続きのデジタル化の推進	<p>【指定確認検査機関からの確認審査報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子報告が実現すれば、指定確認検査機関と特定行政庁どちらにもWIN-WINであると感じている。</li> <li>・しかし、各特定行政庁ごとにシステム構築がなされており、サーバの設置状況もバラバラで、画一的に進めるのが難しいのが現状である。</li> <li>・そこで、全区的に登録済のICBAの配信システムを活用し、LG-WAN経由で電子報告をインポートできるスキームの確立を、都が先導的していただきたい。</li> <li>・多くの特定行政庁が随時実施していけば、各指定確認検査機関へも啓蒙され自ずと拡張されることで、皆がメリットを享受できるであろう。</li> <li>・デジタル化が謳われる昨今において、この電子報告の確立は、建築行政への行革効果も相当あり、コロナ禍におけるDXの推進にも寄与するものなので、国庫補助金の創設等も検討されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度内に実施する、国の電子申請受付システムの試行を通じて得られた課題を踏まえ、R3年度から建築確認手続き（確認審査報告書の送付を含む）のデジタル化の具体的な検討を予定しています。</li> <li>・検討に当たっては、指定確認検査機関や各特定行政庁にヒアリングを行いながらシステムの普及及び利用拡大の検討を行い、関係機関全体でデジタル化に取り組んでいくことを想定しています。</li> </ul>	P45	第3章4(1)①

第1回協議会資料		対 応			
資料No ページ	見出し	意見内容	内 容	第2回協議会資料（改定素案）	
				ページ	章・節等
資料3 P2～P6, P12	建築行政手 続きのデジ タル化の推 進	<p>【建築分野におけるDXの推進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区市がそれぞれデジタル化を推進するのよりも、都下で統一されたシステムであることで官民お互いの利便性が向上する。そのため、安価にライセンス利用できるなど、都が一元化してシステムを構築してほしい。また、ランニングコスト（保守、機器の賃貸借、改修）の支援も盛り込んでほしい。</li> <li>・書類に替わるデータのやり取りなど、各区市が民間審査機関等の関係機関とそれぞれ協議するのではなく、連携できる環境づくり枠組みづくりをお願いしたい。</li> <li>・区市が今回のデジタル化に合わせて既存データを移行する作業の支援をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年度以降、東京都の建築行政手続きのデジタル化の具体的な検討を予定しています。</li> <li>・その中で、各特定行政庁とどのような形で連携することが望ましいかヒアリングを行いながら検討する予定です。</li> </ul>	P45～P46	第3章4(1)
●その他意見					
-	-	<p>新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で建築物内の適正換気量についてエンドユーザーから質問がある。厚生労働省や国土交通省でそれぞれ指針があるようだが、例えばその指針の内容を都がまとめて指針を出すなど設計側にフィードバックしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気量については、厚生労働省からビル管法の特定建築物について、昨年4月以降換気方法や基準が示されており、保健行政部局と連携して建物所有者等に周知していきます。</li> </ul>	P32	第3章2(2)⑦
資料1 P5	今回の改定 の方針	<p>本計画の対象とする法令の説明は、建築物省エネ法は含まれていないのかどうか。省エネの記載が無くてよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメント計画の対象は建築物の安全の確保及び安全性の向上に係るものであること、省エネの推進主体は主に環境行政であることから、従来より、計画の対象から省エネ法は除いています（なお、国の指針でも省エネ法は対象にしていません。）。</li> </ul>	-	-